

# 令和 8 年度 羽生市公用封筒有料広告 募集要領

市では、財源確保と地域産業の振興に資するため、市が業務で使用する封筒に掲載する有料広告を募集します。

## 1. 封筒の種類・大きさ・料金等

| 封筒の規格等     | 長形 3 号封筒          | 備考                |
|------------|-------------------|-------------------|
| 封筒の大きさ     | 縦 23.5cm×横 12.0cm | 折り曲げる部分を除いた大きさです。 |
| 広告掲載場所     | 裏面                |                   |
| 広告枠数       | 3 枠               |                   |
| 広告枠の大きさ    | 縦 5.0cm×横 10.0cm  |                   |
| 料金（1 枠あたり） | 30,000 円          |                   |
| 印刷予定枚数     | 60,000 枚          | 市役所の約 1 年間の使用枚数   |

※応募者が広告枠数に満たない場合、2 枠以上を結合して掲載することができます。

この場合の掲載料金は、1 枠あたりの料金に結合した枠数を乗じて得た額とします。

※応募枠数を満たさない場合、余白には市イメージキャラクターのイラスト等を掲載予定です。応募枠数に満たない場合も、枠の大きさや料金の変更はありません。

## 2. 封筒の用途

主に一般文書の送付等に使用します。

（税務課や国保年金課、教育委員会等独自の封筒を使用する一部の業務を除きます。）

## 3. 広告の料金

・広告料金は、広告掲載決定後、納入通知書を送付します。

指定する期日までに一括前納をお願いします。

納付確認後、具体的な広告の作成となります。

・広告主が広告の掲載を取り下げる場合、既納の広告掲載料は返還しません。

## 4. 広告主の範囲

羽生市内の法人、事業所

（法人市県民税又は個人市県民税を滞納していない者。滞納がある場合、申請は受理されません。）

## 5. 広告のデザイン

1 色でデザインが複雑でないもの。

白抜きの使用は最小限とすること。

（封筒は黄緑の地に藍色の印刷になります。）

## 6. 封筒の使用期間

令和8年12月頃から在庫が無くなるまで（おおむね1年間）

※在庫の状況により掲載期間は前後する場合があります。

※市に令和7年度以前に作製した広告掲載封筒の在庫がある場合は、令和8年度広告掲載封筒を作製し使用を開始した後も、市は令和7年度以前に作成した広告掲載封筒の在庫を使用できるものとします。

また、令和8年度広告掲載封筒の使用を開始し、おおむね1年が経過した後も広告掲載封筒が全て使用されずに残った場合、市は、その在庫の広告掲載封筒を引き続き使用できるものとします。

## 7. 申込期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月18日（火）午前11時まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く。

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）

ただし、受付最終日は、午前9時から午前11時まで。

※申込期限が過ぎた後の申し込みについては、受付できません。

## 8. 申込方法

別紙の申込書を、財政課へ直接持参してください。

## 9. 契約

広告掲載者決定後、令和8年9月上旬までに契約を締結します。また、令和8年9月中旬までに版下原稿（紙媒体）を財政課窓口へご提出いただきます。詳細は別途通知します。

## 10. 個人情報について

申し込みのために提出された書類等に記載の個人情報は契約事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

## 11. 広告掲載イメージ

＜長形3号封筒 裏面＞

＜＜ 市イメージキャラクターのイラストが入ります ＞＞

recycled paper

**広告**

これは広告です。  
市では、財源確保と地域産業の振興に資するため、  
有料で広告を掲載しています。

広告枠 ①

広告枠 ②

広告枠 ③

広告の内容につきましては、各広告主にお問い合わせ下さい。

## 申し込みにあたっての注意事項等

### 1. 掲載できる広告

掲載できる広告は、市の広告媒体として公共性、中立性及び公益性を妨げないもので、何人にも不利益を与えないもので、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 法令又は条例等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- ② 政治活動、宗教的活動、意見広告、個人的宣伝に類するもの。
- ③ 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの。
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当するもの又はこれに類するもの。
- ⑥ 広告掲載期間中に広告が無効になる可能性のあるもの。
- ⑦ あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの。
- ⑧ その他、市長が不適当と認めるもの。

### 2. 申込者多数の場合及び広告の掲載位置について

募集の結果、各広告枠数より申込者が多数の場合について、広告掲載者を抽選で決定します。抽選が有る場合のみ、申込者にご連絡いたします。なお、抽選会の日程については以下のとおりです。抽選会に参加いただきますようお願いいたします。

・抽選会…日 時：令和8年8月21日（金） 午前9時

場 所：羽生市役所3階 302会議室

※定刻になっても出席を確認できない場合は、欠席とみなします。

※抽選会に欠席の場合は、財政課職員が代わりにくじを引きます。

広告の掲載位置について、広告枠①から順に受付順となります。

### 3. その他

- ① 広告の原稿は、広告主が作成してください。  
なお、広告の原稿の作成経費は、広告主の負担となります。
- ② 広告欄外に次の文章が入ります。  
「これは広告です。市では、財源確保と地域産業の振興に資するため、有料で広告を掲載しています。」  
「広告の内容につきましては、各広告主にお問い合わせください。」
- ③ 広告は、四角い一本線の枠の中に掲載します。
- ④ 広告には、広告主の名称、所在地及び連絡先（市外局番からの電話番号）を必ず明示してください。
- ⑤ 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が全て負うものとします。
- ⑥ 市県民税の滞納がある場合は、広告を掲載することができません。
- ⑦ 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合や指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合、広告主又は広告内容が不適当と市長が判断した場合は、広告の掲載を取り消します。

#### 【申込書提出先・お問い合わせ先】

羽生市 企画財務部 財政課 財産管理係（羽生市役所2階）  
〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地  
電話 048-561-1121（内線374）